

公益法人改革への心構え

昨年6月に公益法人改革3法（一般法，認定法，整備法）が成立しました。施行は2年半後の来年（平成20年）の秋です。これらの法律は当然に当財団にも適用されますから他人事ではられません。

新法の趣旨は，①公益法人（社団法人・財団法人等）の活動を広く自由に認めると同時に，②天下りや予算の濫用といった不正行為に利用されないようにしようというものです。ですから，たとえば，新法下では財団を株式会社と同じように登記だけで設立することが出来るようにした反面，原則「課税」扱いとし，運営に対する監視も法律により強化することにしたのです（いわゆる準則主義です）。

もちろん，我々のような既存の財団法人には，「公益性の認定」を得ることで，従来と同様の非課税法人として活動を継続することが出来ます。この点に関しては専門家（私もその一人と自負しておりますが・・・）に委ねる事とします。

さて，こうした改革下において，実際の財団法人の運営についてはどのように対応すべきなのでしょう。運営責任者たる理事・評議員・監事はどのような姿勢で財団の運営にあたるべきなのでしょう。この点について私は，「法律の下で活動の自由度が拡大する」ということは，運営責任者が「ガバナンスとコンプライアンス機能を充実させる」とことと同意語だと考えています。

つまり，新会社法という法律に規定された一般の営利法人の取締役や監査役と同様な権限と責任が科せられると考えるべきでしょう。

今後は，財団の運営に関して，主務官庁が手取り足取り指導・監督するということはありません。したがって，財団法人自らがその公益法人としてのあるべき姿を追及し，具体的活動を決定し実行して行かなければなりません。

その意味で運営責任者たる理事・評議員・監事の権限と責任は非常に重いものになります。法的な視点から見ると，従来の財団理事（長・会）・評議員（長・会）・監事は，主務官庁の指導により設置しているようなところがありました（かならずしも正確な表現ではありませんが），今後は法律に定められた法人の機関としてその設置が義務付けられ，その役割が規定されるわけです。

その点では，多くの財団が陥りがちな事務局主導の運営から脱皮し，運営責任者とその役割を自覚し大いにガバナンス機能を発揮すべきだと思います。

法律に規定されたか否かは別にして，私も監事としてその責任を自覚し，財団の発展に寄与したいと改めて感じています。



監事 尾尻 哲洋

（ 辻・本郷税理士法人 特別顧問 税理士
株式会社 中央アセットマネジメント 代表取締役社長 ）